政治資金収支報告書（令和７年分）の概要について

１．公表の趣旨

（１）今回は、政治団体が島根県選挙管理委員会へ提出した令和７年分の政治資金収支報告書（以下「収支報告書」という）について、その概要を公表するものである。

（２）また、個別の政治団体ごとの収支報告書については、島根県選挙管理委員会のホームページにおいて、ＰＤＦデータを掲載し、公表する。

２．収支報告書の提出状況

（１）今回、令和７年分の収支報告書を公表する団体の数は、569 団体である。

（２）これは、提出義務のある政治団体（577 団体）の 98.6％である。

なお、前回の令和６年分（以下「前年分という」）の提出率は 99.6％である。

→ 資料 P.1（表１）、P.9

３．政治団体全体の収支の状況

（１）政治団体全体の収支の状況については、収入、支出ともに前年分を下回ったが、過去５年で２番目に高くなっている。

（２）なお、令和７年は国政選挙（参議選・合区）があったが、活動区域が２以上の都道府県にまたがる団体は総務省届出団体で総務省の管轄となるため、収支を単純に比較することはできない。

（３）収入と支出のそれぞれの詳細な状況は、以下のとおりである。

【収入】

・収入総額は約 1,470 百万円で、令和６年に比べ約 40 百万円（2.6％）の減

→ 資料 P.1（表２）、P.2

・令和６年からの繰越額を除いた令和７年の収入額は約 773 百万円で、令和６年に比べ約 122 百万円（13.6％）の減

→ 資料 P.1（表２）、P.2

【支出】

・支出総額は約 809 百万円で、令和６年に比べ約２百万円（0.2％）の減

→ 資料 P.1（表２）

４．政治団体のうち「政党」の収支の状況

（１）政治団体のうち「政党」については、収入、支出ともに前年分を下回っている。

（２）なお、収入と支出のそれぞれの詳細な状況は、以下のとおりである。

【収入】

・「収入総額」は約 962 百万円で、令和６年に比べ約 55 百万円（5.4％）の減
→ 資料 P.1（表２）、P.2

・「収入総額」の最も多いのが自由民主党の約 500 百万円で、次いで日本共産党の約 293 百万円
→ 資料 P.3、P.4

・「令和６年からの繰越額」を除いた「令和７年の収入額」は約 564 百万円で、令和６年に比べ約 121 百万円（17.6％）の減
→ 資料 P.1（表２）、P.2

・「令和６年からの繰越額」を除いた「令和７年の収入額」の最も多いのは自由民主党の約 273 百万円で、次いで日本共産党の約 171 百万円
→ 資料 P.3、P.4

・「令和７年の収入額の内訳」をみると、最も多いのが「本部・支部からの交付金」の約 305 百万円（令和６年に比べ 30.4％減）で、以下、「寄附」が約 199 百万円（同 4.5％増）、「党費又は会費」が約 46 百万円（同 3.2％増）など
→ 資料 P.5

【支出】

・「支出総額」は約 585 百万円で、令和６年に比べ約 34 百万円（5.5％）の減
→ 資料 P.1（表２）

・「支出総額」の最も多いのが自由民主党の約 286 百万円で、次いで日本共産党の約 178 百万円
→ 資料 P.6

・「支出の内訳」は、「政治活動費」が約 315 百万円（令和６年に比べ 18.6％減）、「経常経費」が約 270 百万円（同 16.5％増）
→ 資料 P.6

５．政治団体のうち「その他の政治団体」の収支の状況

（１）政治団体のうち政党以外の「その他の政治団体」については、収入、支出ともに前年分を上回っている。

（２）なお、収入と支出のそれぞれの詳細な状況は、以下のとおりである。

【収入】

・「収入総額」は約 508 百万円で、令和６年に比べ約 15 百万円（3.0％）の増
→ 資料 P.1（表２）、P.2

・「令和６年からの繰越額」を除いた「令和７年の収入額」は約 209 百万円で、令和６年に比べ約１百万円（0.7％）の減
→ 資料 P.1（表２）、P.2

・「令和７年の収入額の内訳」をみると、最も多いのが「寄附」の約 137 百万円（令和６年に比べ 2.8％減）で、以下、「党費又は会費」が約 38 百万円（同 6.4％減）、「事業収入」が約 14 百万円（同 1.3％増）など
→ 資料 P.5

【支出】

・「支出総額」は約 224 百万円で、令和６年に比べ約 32 百万円（16.7％）の増
→ 資料 P.1（表２）

・「支出の内訳」は、「政治活動費」が約 158 百万円（令和６年に比べ 12.9％増）、「経常経費」が約 66 百万円（同 26.8％増）
→ 資料 P.6

６．収支以外

（１）寄附の内訳、資産等の状況、収入額の上位団体、団体数の推移は、別紙のとおり

→ 資料 P.7、P.8、P.9

「政治団体」は、毎年 12 月 31 日現在で、その年における収入、支出その他の事項を記載した報告書を、原則として翌年の３月 31 日（国会議員関係政治団体にあっては５月 31 日）（休日の場合は翌日）までに、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会等へ提出しなければならない（令和７年分の収支報告書については、第 51 回衆議院議員総選挙が執行されたことに伴い、令和８年４月 30 日（国会議員関係政治団体にあっては６月 30 日）に提出期限が延長された。）。

また、報告書を受理した都道府県選挙管理委員会等は、インターネットを利用する方法により公表及び閲覧（下表を参照）に供しなければならない。

なお、公開（保存）期間は公開の日から３年とされている。

団体の活動区域	２以上の都道府県の区域	**同一の都道府県の区域**
公表及び閲覧機関	総務省	**主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会**